⑤　申請者が、その設立から令和４年10月１日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、令和２年10月１日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類

⑥　申請者が、その設立から令和４年10月１日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類

⑦　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

⑧　申請者が、⑦に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の登録を希望する工事種別に分割して申請するとき、及び⑦に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高の登録を希望する一の工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表

⑨　申請者が経常建設共同企業体であるときは、その構成員に係る⑦に掲げる書類を当該経常建設共同企業体に係る書類とともに提出すること。総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する場合においては、合併等に関する合理的な計画が記載された書類

⑩　行政書士等の代理申請の場合は委任状

〔注〕

㈠　申請者がその他工事のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望する者であって、建設業法第３条の規定による許可を受けていないものであるときは、①、③及び④に掲げる書類、規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書並びに規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる当機構が指定する経営事項入力資料、規則第19条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類及び第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類を提出すること。この場合において、申請者が法人であるときは登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写しを提出すること。

㈡　申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者に係る④及び⑦に掲げる書類、住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類を当該事業協同組合に係る①、③、⑧に掲げる書類、役員名簿並びに組合員名簿、官公需適格組合証明書及び当機構が指定する共同企業体等調書とともに提出すること。

㈢　別記２⑵から⑸に掲げる区分による同一地区において、同一工事種別での単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録は認めない。

（建設コンサルタント等業務）

①　技術者経歴書

②　営業所一覧表

③　申請者が法人であるときは、登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し

④　営業に関し、法律上必要とする登録証明書等又はその写し

⑤　申請者が法人であるときは、５（建設コンサルタント等業務）⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表。個人であるときは、５（建設コンサルタント等業務）⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

⑥　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑦　行政書士等の代理申請の場合は委任状

〔注〕

㈠　申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって③及び④に掲げる書類並びに②及び⑥に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。

ⓐ　測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）第55条の５第１項の規定により測量業者として登録を受けた者をいう。）測量法第55条の８に規定する書類の写し

ⓑ　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

ⓒ　地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

ⓓ　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

（物品購入等）

①　営業品目一覧

②　営業経歴書

③　申請者が法人であるときは、登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し

④　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑤　財務諸表類（申請者が個人の場合は、これに類する書類）

⑥　行政書士等の代理申請の場合は委任状

⑶　申請等の作成に用いる言語等

①　申請書等は、日本語で作成すること。

②　申請書等中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。